

# 新座市建設工事等最低制限価格制度事務取扱要領

(令和4年2月28日市長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する建設工事並びに建設工事の設計、調査及び測量業務の競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下この条において同じ。）が130万円を超える建設工事並びに予定価格が100万円以上の建設工事に係る設計、調査及び測量業務に係る競争入札（総合評価方式による入札を除く。）とする。

## (建設工事における最低制限価格の設定)

第3条 建設工事における最低制限価格について、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第24条の市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(2) 前号の規定により算出した額が、次のいずれかに該当する場合は、同号の規定にかかわらず、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

ア 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

イ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）に消費税及び地方消費

### 税相当額を加算した額

- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、又は切り上げた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を最低制限価格とすることができる。

（建設工事に係る設計、調査及び測量業務における最低制限価格の設定）

第4条 建設工事に係る設計、調査及び測量業務における最低制限価格について、新座市契約規則第24条の市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 最低制限価格は、別表に掲げる業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表のアからエまでの欄に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- (2) 前号の規定により算出した額が、次のいずれかに該当する場合は、同号の規定にかかわらず、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

ア 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に次に掲げる業務区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額を超える場合 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に次に掲げる業務区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

(ア) 測量業務 10分の8.2

(イ) 建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 10分の8

(ウ) 地質調査業務 10分の8.5

イ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に次に掲げる業務区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額に満たない場合 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に次に掲げる業務区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

(ア) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 10分の6

(イ) 地質調査業務 3分の2

- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、又は切り上げた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を最低制限価格とすることができる。

（入札参加者への周知）

第5条 競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告又は指名通知に、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを明示するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則（令和5年3月8日市長決裁）

この要領は、令和5年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

別表（第4条関係）

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

備考

- 1 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、使用する積算基準書等の体系により上段・下段を使い分ける。
- 2 この表のアからエまでの欄に掲げる額は、1円未満を切り捨てた額とする。
- 3 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業務区分のアからエまでの欄に掲げる額を一括合計した金額とする。
- 4 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務のウの欄によって算出する。